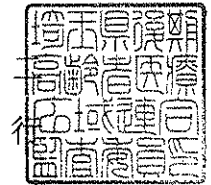


埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年2月2日

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員 矢部謙
同 新井勝



平成20年度定期監査結果報告書

1 監査対象

事務局

総務課、保険料課、給付課

2 監査期間

平成20年12月8日から平成21年1月28日まで

3 監査事項

平成20年度（平成20年4月1日から平成20年11月末日まで）における財務に関する事務の執行について

4 監査方法

監査に当たっては、財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか否かについて、関係職員より説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査結果

監査の結果、おおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 指定金融機関が提供した担保（現金）に係る預金利子について、会計上の受入れ手続き（調定）を行っていないので、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計規則第4条に基づき、適正な事務処理をされたい。

（総務課 諸収入）

イ 指定金融機関が提供した担保（現金）について、会計上の受入れ手続きを行っておらず、財務会計システムや帳簿等への計上も行っていないので、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計規則第69条において準用する同規則第4条に基づき、適正な事務処理をされたい。

（総務課 歳入歳出外現金）

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。